〃	第三十三回	二億千九十一万円	二億千八十二万六千三十円
〃	第三十四回	二千八百六万円	二千八百四万八千八百四十円
〃	第三十五回	二十五億四千四百六十三万円	二十五億三千七百四十万四千七百四十四円
〃	第三十六回	十三億八千二百五十八万円	十三億七千八百五十万三千八百十四円
〃	第三十七回	二十九億千五百三十五万円	二十九億七百二万六千五百六十九円
〃	第三十八回	十二億二千九百十二万円	十二億二千五百四十九万六千二百九十二円
〃	第三十九回	三十三億千六百七十五万円	三十三億七百三十一万八千六百三十円
〃	第四十回	十一億七千五百三十四万円	十一億七千百八十七万四千八百五十七円
〃	第四十一回	二十一億千七百六十六万円	二十一億千百五十九万四千四百六十五円
〃	第四十二回	十五億三百六十五万円	十四億九千九百二十一万六千八百七十七円
〃	第四十三回	二十九億九千五十五万円	二十九億八千二百三万千四百四円
〃	第四十四回	八十二億三千三百七十四万円	八十二億九百四十六万四千二百九十六円
〃	第四十五回	九十三億三千六百四十六万円	九十三億九百六十五万七千七百十九円
〃	第四十六回	二十四億八千五百二十八万円	二十四億七千六百九十二万八千七百八十一円
〃	第四十七回	三十八億六千二百七十万円	三十八億五千百三十九万六千百六十二円
〃	第四十八回	五十二億七千五百七十八万円	五十二億六千二十二万五千三百四十二円
〃	第四十九回	五十五億五千二百十二万円	五十五億三千五百三十万八千百九十四円
〃	第五十回	二十八億六千九百三十七万円	二十八億六千五百五十一万三千二百二十三円
〃	第五十一回	二百七十二億千二百十万円	二百七十一億三千五百十二万二千百三十五円
〃	第五十二回	千百万円	千九十七万四千六百七十四円
〃	第五十四回	千五百五十万円	千五百四十六万八千三十二円
〃	第五十五回	六千二百万円	六千百八十八万九千八百三円
〃	第五十六回	五百万円	四百九十九万三千百十一円
〃	第五十七回	千五百万円	千四百九十七万九千九百十五円
〃	第五十八回	五百万円	四百九十九万五千七百八十一円
〃	第六十回	三百五十万円	三百四十九万七千五百八十二円
〃	第六十一回	三千万円	二千九百九十八万六千七百十九円
〃	第六十三回	一億八千六百三十一万円	一億八千六百二十九万九千四百六円
〃	第八百一回	十一億九千六百二十九万円	十一億九千五百八十一万三千五百十四円
〃	第八百二回	四億六千九百五十万円	四億六千九百三十一万二千九百八十六円
〃	第八百三回	五百四十万円	五百三十九万七千八百五十四円
〃	第八百四回	八百九十万円	八百八十九万六千四百六十円
合計		千二百七十億四千十一万円	千二百六十七億六千五百六十九万六千七百八十四円

○文部科学省告示第百三十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十四年文部科学省告示第六十二号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　趣旨（法第１条関係）
(1)　このガイドラインの趣旨・目的
(2)　このガイドラインの規定の適用に関する事項
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　このガイドラインの適用対象
(1)　適用対象となる者
(2)　適用対象となる情報